

証券コード 6663
(発送日) 2026年 2月26日
(電子提供措置開始日) 2026年 2月24日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本 6 6 1 番地
太洋テクノレックス株式会社
代表取締役社長 細 江 正 大

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-tx.com/ir/event/shareholders.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「太洋テクノレックス」又は「コード」に当社証券コード「6663」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月17日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第65期（2024年12月21日から2025年12月20日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2024年12月21日から2025年12月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の 3 日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

（2024年12月21日から
2025年12月20日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、米国の関税政策や日中関係の悪化に伴うインバウンド需要の減少に加え、物価上昇による実質賃金の低下を背景に個人消費が伸び悩み、景気を下押しする懸念はあったものの、成長分野に向けた生産能力増強や省力化・デジタル化を目的とした設備投資に持ち直しの動きが見られ、底堅い企業収益を背景に株価は高水準を維持し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが属する電子基板業界は、国内E V市場は低迷したものの、OSのサポート終了に伴うパソコンの買い替え需要や、生成A Iの活用拡大及びデータセンター向け需要の増加に加え、ハイエンドスマートフォン向け需要の回復もあり、業界全体としては堅調に推移いたしました。

このような経済環境の下、テストシステム事業において販売は減少したものの、電子基板事業、鏡面研磨機事業及び産機システム事業において販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は3,751百万円（前年同期比6.6%増）と、前連結会計年度に比べ232百万円の増収となりました。

損益については、テストシステム事業において売上高が減少したことに伴う影響はあったものの、希望退職者の募集等に伴い人件費が減少したこと並びに電子基板事業及び産機システム事業の売上高が増加したことに伴う影響により営業利益142百万円（前年同期は54百万円の営業損失）、経常利益158百万円（同47百万円の経常損失）、希望退職者の募集に伴い発生する費用額の補填及び政策保有株式の縮減を目的とした売却による投資有価証券売却益を特別利益に計上したことに加え、同募集に伴い発生する割増加算金等の費用として早期割増退職金を特別損失に計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益136百万円（同79百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの売上状況は、次のとおりであります。

事業区分	第 64 期 (2024年12月期)		第 65 期 (2025年12月期)		前年同期比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
電 子 基 板 事 業	2,266,708	64.4	2,409,323	64.2	142,614	6.3
テストシステム事業	697,736	19.8	450,982	12.0	△246,753	△35.4
鏡面研磨機事業	421,836	12.0	445,667	11.9	23,831	5.6
産機システム事業	133,019	3.8	445,693	11.9	312,673	235.1
合 計	3,519,300	100.0	3,751,667	100.0	232,367	6.6

<電子基板事業>

医療機器メーカー向け及びディスプレイメーカー向けのF P Cの販売は減少したものの、産業機器メーカー向け及びその他セットメーカー向けのF P Cの量産案件や一般試作案件が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高2,409百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

<テストシステム事業>

硬質基板向け及びF P C向けの外観検査機の販売は増加したものの、F P C向けの通電検査機並びにセラミックス基板向け及びパッケージ基板向けの外観検査機の販売が減少したことから、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高450百万円（前年同期比35.4%減）となりました。

<鏡面研磨機事業>

リチウムイオン電池用フィルム加工向け研磨機の販売、機械修理・メンテナンスによる販売及び砥石等の研磨に使用する消耗品販売は減少したものの、グラビア印刷機向け及び建設機械向け等の研磨機の販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高445百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

<産機システム事業>

自動シュリンク包装機、大型の工業用処理槽及び金属外観検査装置等の販売ができたことにより、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高445百万円（前年同期比235.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は48百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において増資や社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 62 期 (2022年12月期)	第 63 期 (2023年12月期)	第 64 期 (2024年12月期)	第 65 期 (2025年12月期)
売 上 高(千円)	3,625,517	3,411,465	3,519,300	3,751,667
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	45,710	△108,076	△47,242	158,342
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に(千円) 帰属する当期純損失 (△)	39,764	△126,536	△79,780	136,695
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	6.70	△21.28	△13.35	22.84
総 資 産 (千円)	4,794,236	4,577,917	4,543,687	4,570,972
純 資 産 (千円)	2,667,125	2,539,238	2,531,383	2,698,410
1株当たり純資産額 (円)	443.77	421.94	417.55	445.86

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	鏡面研磨機の製造
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	2,000千バーツ	49.0%	当社が製造する製品の販売及び サービス・サポート
太友（上海）貿易 有 限 公 司	30,000千円	100.0%	当社が製造する製品の販売及び サービス・サポート

（注）太友（上海）貿易有限公司は、2025年7月14日付で減資を行い、資本金が減少しております。

（4）対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において営業損益は4期ぶりに黒字転換したものの、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。このような状況の中、継続的、安定的に営業利益を確保するために、以下の課題に対する諸施策を講じることで、事業の強化及び企業価値の向上を図ってまいります。

① 持続的成長への投資と収益拡大

主力事業である電子基板事業においては、安定的な成長が見込まれる医療機器・ヘルスケア分野において、当社グループの強みである微細配線技術の高度化をはじめ技術開発に経営資源を投じることで高付加価値製品の優位性をさらに強化してまいります。FPCの試作と共に中小ロットの量産案件を事業の柱とし、長年培ったFPC製造技術と幅広い顧客基盤を活かし、製品の設計段階からの技術提案による共同開発を進めることで、多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応してまいります。また、回路設計からモジュール化、さらには最終製品の組立までを一貫して対応する「電子機器受託製造サービス（EMS：Electronics Manufacturing Services）」を提供することでさらなる付加価値の向上を図ってまいります。

② 販路拡大と安定収益の確保

テストシステム事業においては、電子基板向けの外観検査装置をはじめ、高精細化する各種基板に対応した通電検査装置の国内外での販路拡大を推進しております。今後もEV分野での需要増加が見込まれるパワー半導体向けセラミックス基板の最終外観検査装置においては、AI技術を活用した欠陥検出能力の向上に取り組むとともに、専門的知識に依存せず検査パラメータを自動設定できるシステム開発を進めております。通電検査装置においては、アライメント機能の強化によるコンタクト精度及び検査速度の向上の性能改善に取り組み、検査機市場における優位性を高めてまいります。これらの取り組みに加えて、商社や販売代理店との連携による販売活動を強化し、受注獲得に注力することで安定的な収益確保に向けた体制づくりに努めてまいります。

③ 株主還元方針と上場維持基準適合の維持

当社は、株主還元を重要な経営施策のひとつと位置付けており、内部留保の充実や配当性向等を総合的に勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を実施してまいります。また、ビジネスモデルの再構築や事業ポートフォリオの最適化により売上拡大と生産効率の一層の向上を図ってまいります。さらに、長期的な競争優位性及び安定的な利益の確保に努め、ROE（自己資本当期純利益率）の持続的な向上を目指すことで、企業価値を向上させ、上場維持基準への適合維持に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年12月20日現在）

当社グループは、電子基板、基板検査機、鏡面研磨機並びに産業機械等の製造及び販売を主たる業務としております。

セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
電子基板事業	FPC、エレクトロフォーミング加工品
テストシステム事業	通電検査機、外観検査機
鏡面研磨機事業	円筒鏡面研磨機
産機システム事業	産業機械、視覚検査装置、画像処理装置

(6) 主要な営業所及び工場（2025年12月20日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社 工 場	和歌山県和歌山市
東 京 事 業 所	東京都千代田区
九 州 事 業 所	大分県国東市

② 子会社の主要な事業所

株 式 会 社 ミ ラ ッ ク	和歌山県和歌山市
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
太 友 （ 上 海 ） 貿 易 有 限 公 司	中華人民共和国上海市

(7) 使用人の状況（2025年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板事業	115名	(減) 2名
テストシステム事業	35名	(減) 6名
鏡面研磨機事業	18名	増減なし
産機システム事業	6名	(減) 1名
全社（共通）	18名	(減) 8名
合計	192名	(減) 17名

(注) 上記使用人数は、就業人員数（嘱託を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社から社外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	(減) 13名	45.7歳	20.0年

- (注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び社外から当社への出向者を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社から社外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員より嘱託及び社外から当社への出向者を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月20日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	166,768千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	136,296千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	61,549千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	61,382千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	54,724千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	51,344千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	39,187千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年12月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,992,400株
- ③ 株主数 4,131名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 有 限 公 司 細 江 ホールディングス	1,600,000株	26.73%
細 江 正 大	348,600株	5.82%
株 式 会 社 S B I 証 券	233,064株	3.89%
小 川 由 晃	179,000株	2.99%
太 洋 テ ク ノ レ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会 社	157,824株	2.64%
細 江 美 則	99,920株	1.67%
松 井 証 券 株 式 会 社	86,400株	1.44%
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	76,100株	1.27%
堀 井 勝 人	67,500株	1.13%
佐 伯 高 史	64,400株	1.08%

（注）持株比率は自己株式（6,227株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年12月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	細 江 美 則	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 取締役 株式会社ミラック取締役
代表取締役社長	細 江 正 大	太友（上海）貿易有限公司執行董事 TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役 株式会社ミラック代表取締役社長
取 締 役	田 中 清 孝	電子デバイス部・生産企画部管掌 株式会社ミラック取締役
取 締 役	水 谷 浩	執行役員管理本部長 株式会社ミラック監査役
取 締 役	上 西 令 子	
常 勤 監 査 役	崎 前 和 夫	
監 査 役	中 川 利 彦	パークアベニュー法律事務所所長 竹島鉄工建設株式会社社外取締役
監 査 役	中 磯 亜由美	中磯公認会計士事務所所長 中磯亜由美税理士事務所所長 株式会社くろがね工作所社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役上西令子氏は、会社法に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役上西令子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役中磯亜由美氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の地位並びに担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- (1) 取締役細江美則氏は、2024年12月21日付で代表取締役社長から代表取締役会長に就任し、2025年12月1日付で株式会社ミラックの取締役に選任され就任いたしました。

- (2) 取締役細江正大氏は、2024年12月21日付で執行役員営業本部長兼産業機器部長から代表取締役社長に就任し、2025年12月1日付で株式会社ミラックの取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
 - (3) 取締役田中清孝氏は、2024年12月21日付で執行役員製造本部長から電子デバイス部・生産企画部管掌となり、2025年12月1日付で株式会社ミラックの取締役に選任され就任いたしました。
 - (4) 2025年3月18日開催の第64期定時株主総会において、新たに中磯亜由美氏は監査役に選任され就任いたしました。
 - (5) 2025年3月18日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、監査役和中修二氏は任期満了より退任いたしました。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は、次のとおりであります。
- (1) 取締役田中清孝氏は、2025年12月21日付で電子デバイス部・生産企画部管掌から電子部品事業部管掌となりました。
 - (2) 取締役水谷浩氏は、2025年12月21日付で執行役員管理本部長から経営管理部管掌となりました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会決議の報酬総額の限度額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬及び職務手当並びに株式報酬を支払うこととする。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬額は、月例の固定報酬とし役位別の報酬レンジを設けた基本報酬及び役位別の職務手当と、役位別の基本報酬をもとに中期的な企業価値増大に向けて職責を負うこと及び前事業年度の業績・経営環境等を勘案した上で加減される部分により構成されており、個人ごとの報酬額については、「役員報酬規程」に基づき、社長が総務担当役員等と役位別の評価を協議した上で報酬案を立案し、取締役会に上程し決定することとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬制度は導入しないものとする。

非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために譲渡制限付株式とし、「譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権給付規程」に基づき、基本報酬及び役位別倍率により算出された額を基準に、原則、事前交付型として取締役選任時に譲渡制限付株式を割り当てるものとする。

d. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上記 b. 及び上記 c. の方針に基づき、決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬 9 に対し非金銭報酬等 1 とする。

e. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

非金銭報酬等として譲渡制限付株式の割り当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合や、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、譲渡制限付株式の全部又は一部を、当然に無償で取得する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千 円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千 円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	47,812 (2,400)	40,815 (2,400)	－ (－)	6,997 (－)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,692 (10,692)	10,692 (10,692)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	58,504 (13,092)	51,507 (13,092)	－ (－)	6,997 (－)	9 (5)

(注) 1. 上表には、2025年3月18日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち、社外監査役1名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む。)8,586千円は含まれておりません。

3. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、割当ての際の条件等は、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ② 取締役及び監査役の報酬等 イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、非金銭報酬等の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。なお、当事業年度において譲渡制限付株式報酬は支給しておりません。

4. 取締役の報酬限度額は、2004年3月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。)とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は0名)であります。また別枠で、取締役(社外取締役を除く。)について2018年3月16日開催の第57期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額40百万円以内(ただし、100,000株を上限とする。)とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は、3名(うち、支給対象者は3名)であります。

5. 監査役の報酬限度額は、2007年3月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3名)であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役中川利彦氏は、パークアベニュー法律事務所の所長及び竹島鉄工建設株式会社の社外取締役であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役中礪亜由美氏は、中礪公認会計士事務所及び中礪亜由美税理士事務所の所長並びに株式会社くろがね工作所の社外取締役（監査等委員）であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	上 西 令 子	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。長年にわたる地方行政に携わった幅広い知識や豊富な経験を有しており、男女共同参画や人権啓発といった観点からも、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社のコンプライアンス向上における監督機能を担っております。
監査役	崎 前 和 夫	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関での実務経験や豊富な知見を有しており、幅広い見識に基づいた様々な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っているほか、コンプライアンス委員会の委員を務め、当社のコンプライアンス体制の強化に必要な発言を行っております。
監査役	中 川 利 彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、法律や法令遵守の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、当社のコンプライアンス体制の強化に必要な発言を行っております。
監査役	中 礪 亜 由 美	2025年3月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、財務・会計の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。

ハ、責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役であります。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。なお、保険料のうち株主代表訴訟に係る保険料は当社の取締役及び監査役が負担し、残額を当社にて負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	22,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当社の連結子会社のうち、TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 及び太友（上海）貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,604,667	流 動 負 債	784,061
現 金 及 び 預 金	1,257,565	買 掛 金	135,614
受 取 手 形	70,181	短 期 借 入 金	290,668
売 掛 金	931,106	未 払 法 人 税 等	42,264
商 品 及 び 製 品	43,562	契 約 負 債	43,377
仕 掛 品	167,599	製 品 保 証 引 当 金	710
原材料及び貯蔵品	114,184	そ の 他	271,425
そ の 他	21,143	固 定 負 債	1,088,500
貸 倒 引 当 金	△674	長 期 借 入 金	280,582
固 定 資 産	1,966,304	長 期 未 払 金	78,670
有 形 固 定 資 産	1,356,225	役員退職慰労引当金	164,370
建 物 及 び 構 築 物	248,937	退職給付に係る負債	533,389
機械装置及び運搬具	160,447	資 産 除 去 債 務	9,248
土 地	914,686	繰 延 税 金 負 債	22,239
そ の 他	32,154	負 債 合 計	1,872,562
無 形 固 定 資 産	41,841	純 資 産 の 部	
そ の 他	41,841	株 主 資 本	2,445,673
投 資 其 他 の 資 産	568,237	資 本 金	822,195
投 資 有 価 証 券	394,918	資 本 剰 余 金	945,495
保 険 積 立 金	119,619	利 益 剰 余 金	678,098
繰 延 税 金 資 産	2,476	自 己 株 式	△116
そ の 他	54,514	その他の包括利益累計額	223,350
貸 倒 引 当 金	△3,292	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	180,926
資 産 合 計	4,570,972	為 替 換 算 調 整 勘 定	42,424
		非 支 配 株 主 持 分	29,386
		純 資 産 合 計	2,698,410
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,570,972

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年12月21日から
2025年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,751,667
売上原価		2,627,606
売上総利益		1,124,060
販売費及び一般管理費		981,488
営業利益		142,572
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,106	
保険解約返戻金	8,044	
その他	9,794	32,946
営業外費用		
支払利息	13,245	
債権売却損	3,194	
その他	737	17,177
経常利益		158,342
特別利益		
投資有価証券売却益	44,754	
関係会社有償減資払戻差益	14,414	59,169
特別損失		
固定資産除却損	10	
減損損失	3,957	
早期割増退職金	44,417	48,386
税金等調整前当期純利益		169,125
法人税、住民税及び事業税	37,987	
法人税等調整額	△1,689	36,298
当期純利益		132,827
非支配株主に帰属する当期純損失		3,868
親会社株主に帰属する当期純利益		136,695

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,446,635	流 動 負 債	872,004
現 金 及 び 預 金	1,167,658	買 掛 金	234,960
受 取 手 形	70,181	短 期 借 入 金	40,000
売 掛 金	938,000	関係会社短期借入金	30,000
商 品 及 び 製 品	22,133	1年内返済予定の長期借入金	250,668
仕 掛 品	122,354	未 払 金	92,142
原材料及び貯蔵品	107,824	未 払 費 用	101,575
前 払 費 用	10,783	未 払 法 人 税 等	32,104
そ の 他	8,399	未 払 消 費 税 等	14,211
貸 倒 引 当 金	△700	契 約 負 債	43,377
固 定 資 産	2,020,609	預 り 金	31,970
有 形 固 定 資 産	1,269,790	製 品 保 証 引 当 金	710
建 物	231,727	そ の 他	282
構 築 物	7,725	固 定 負 債	1,062,658
機 械 及 び 装 置	156,620	長 期 借 入 金	280,582
車 両 運 搬 具	0	長 期 未 払 金	78,670
工具、器具及び備品	30,949	退 職 給 付 引 当 金	507,547
土 地	842,766	役員退職慰労引当金	164,370
無 形 固 定 資 産	41,841	資 産 除 去 債 務	9,248
ソ フ ト ウ ェ ア	40,476	繰 延 税 金 負 債	22,239
電 話 加 入 権	1,365	負 債 合 計	1,934,662
投 資 そ の 他 の 資 産	708,976	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	394,918	株 主 資 本	2,351,656
関 係 会 社 株 式	33,616	資 本 金	822,195
出 資 金	290	資 本 剰 余 金	945,495
関係会社長期貸付金	121,841	資 本 準 備 金	945,495
保 険 積 立 金	119,619	利 益 剰 余 金	584,081
破 産 更 生 債 権 等	3,292	利 益 準 備 金	10,412
長 期 前 払 費 用	12	そ の 他 利 益 剰 余 金	573,669
そ の 他	38,677	繰 越 利 益 剰 余 金	573,669
貸 倒 引 当 金	△3,292	自 己 株 式	△116
資 産 合 計	4,467,244	評 価 ・ 換 算 差 額 等	180,926
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	180,926
		純 資 産 合 計	2,532,582
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,467,244

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年12月21日から
2025年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,290,361
売 上 原 価		2,304,827
売 上 総 利 益		985,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		863,336
営 業 利 益		122,198
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,553	
保 険 解 約 返 戻 金	8,044	
そ の 他	11,459	36,057
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,520	
債 権 売 却 損	3,194	
そ の 他	57	16,773
経 常 利 益		141,482
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	44,754	44,754
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
減 損 損 失	3,957	
早 期 割 増 退 職 金	44,417	48,386
税 引 前 当 期 純 利 益		137,850
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,663	
法 人 税 等 調 整 額	△1,754	20,909
当 期 純 利 益		116,941

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月9日

太洋テクノレックス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太洋テクノレックス株式会社の2024年12月21日から2025年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋テクノレックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月9日

太洋テクノレックス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	児玉秀康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田圭亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋テクノレックス株式会社の2024年12月21日から2025年12月20日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月21日から2025年12月20日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

太洋テクノレックス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 崎 前 和 夫 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 川 利 彦 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 磯 亜由美 ㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策のひとつとして位置づけていることから、安定的配当の継続を基本に、内部留保の充実や配当性向等を総合的に勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社グループの当連結会計年度の業績は事業報告に記載のとおり売上高は増収、親会社株主に帰属する当期純利益となりました。株主の皆様の日頃のご支援とご期待にお応えし、積極的に利益還元を行うべく、普通配当を1株につき3円とするとともに、創立65周年及び上場20周年を記念して、記念配当として3円を加え合計6円とし、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円（うち、普通配当3円、記念配当3円）
といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は35,917,038円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役5名全員の任期が満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	ほ そ え よしのり 細 江 美 則 (1948年6月6日生) 【再任】	1980年9月 当社入社 当社取締役 1984年3月 当社常務取締役 1987年5月 当社代表取締役専務取締役 2001年2月 当社代表取締役社長 2024年12月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 取締役 株式会社ミラック取締役 （取締役会出席状況） 20回／20回（出席率100.0%）	99,920株
【取締役候補者とした理由】 細江美則氏は、当社及び当社グループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。エレクトロニクス業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験を有しており、実績、能力ともに優れ、今後においてもさらなる貢献が見込まれるものと判断し選任をお願いするものであり、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	ほ そ え まさひろ 細 江 正 大 (1979年5月28日生) 【再任】	2022年4月 当社入社 当社営業本部営業部次長 2023年12月 当社執行役員営業本部長兼産業機 器部長 2024年3月 当社取締役執行役員営業本部長兼 産業機器部長 2024年12月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 太友（上海）貿易有限公司執行董事 TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役 株式会社ミラック代表取締役社長 （取締役会出席状況） 20回／20回（出席率100.0％）	348,600株
【取締役候補者とした理由】 細江正大氏は、半導体商社での豊富な職務経験と実績に加え、海外における営業経験を兼ね備えており、事業部門に関する高い見識が経営に活かされており、2024年12月より当社及び当社グループ会社の代表としてグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値向上に尽力してまいりました。さらなる当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人物と判断し選任をお願いするものであり、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	た な か きよたか 田 中 清 孝 (1959年 8 月 7 日生) 【再任】	2010年 4 月 当社入社 2016年12月 当社執行役員電子部品部長 2018年12月 当社執行役員電子部品部管掌 2020年12月 当社執行役員営業本部長 2021年 3 月 当社取締役執行役員営業本部長 2022年 1 月 当社取締役執行役員営業本部長兼 営業部長 2023年12月 当社取締役執行役員製造本部長 2024年12月 当社取締役電子デバイス部・生産 企画部管掌 2025年12月 当社取締役電子部品事業部管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミラック取締役 (取締役会出席状況) 20回／20回 (出席率100.0%)	14,300株
【取締役候補者とした理由】 田中清孝氏は、当社グループ事業の営業責任者及び製造責任者を務め、その役割・責務を果たしてまいりました。エレクトロニクス業界全般にわたる豊富な実務経験と幅広い知識を有し、今後においても活躍が期待できることから、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し選任をお願いするものであり、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	みずたに ひろし 水 谷 浩 (1961年12月24日生) 【再任】	2010年2月 当社入社 2010年3月 当社経理部長 2017年3月 当社執行役員経理部長 2020年12月 当社執行役員管理本部長兼経理部長 2021年3月 当社取締役執行役員管理本部長兼経理部長 2022年12月 当社取締役執行役員管理本部長 2025年12月 当社取締役経営管理部管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミラック監査役 (取締役会出席状況) 20回／20回 (出席率100.0%)	14,100株
【取締役候補者とした理由】 水谷浩氏は、経理・財務の責任者及び管理部門の責任者を務め、その役割・責務を果たしてまいりました。また、当社における豊富な業務経験と財務・経理他管理部門全般に関する幅広い知識を有しており、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し選任をお願いするものであり、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
5	う え に し れ い こ 上 西 令 子 (1954年2月25日生) 【再任】 【社外取締役】	1972年6月 和歌山県庁入庁 2008年4月 公立大学法人和歌山県立医科大学 事務局学生課長 2011年4月 和歌山県男女共同参画センター所 長 2014年4月 公益財団法人和歌山県人権啓発セ ンター常務理事 2018年3月 当社社外取締役（現任） (取締役会出席状況) 20回／20回（出席率100.0%）	5,100株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 上西令子氏は、長年にわたる地方行政に携わった幅広い知識や豊富な経験を有していることを踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したものであります。また、男女共同参画や人権啓発といった社会課題に対する観点からも十分な役割を果たしており、今後においてもさらなる貢献が見込まれるものと判断し選任をお願いするものであり、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 当社は、細江美則氏が取締役を、細江正大氏が代表取締役を兼職する、TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の出資者に対し出資額の保証を行っております。
2. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 上西令子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 上西令子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、上西令子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状態 ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

- ・ 取締役・監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

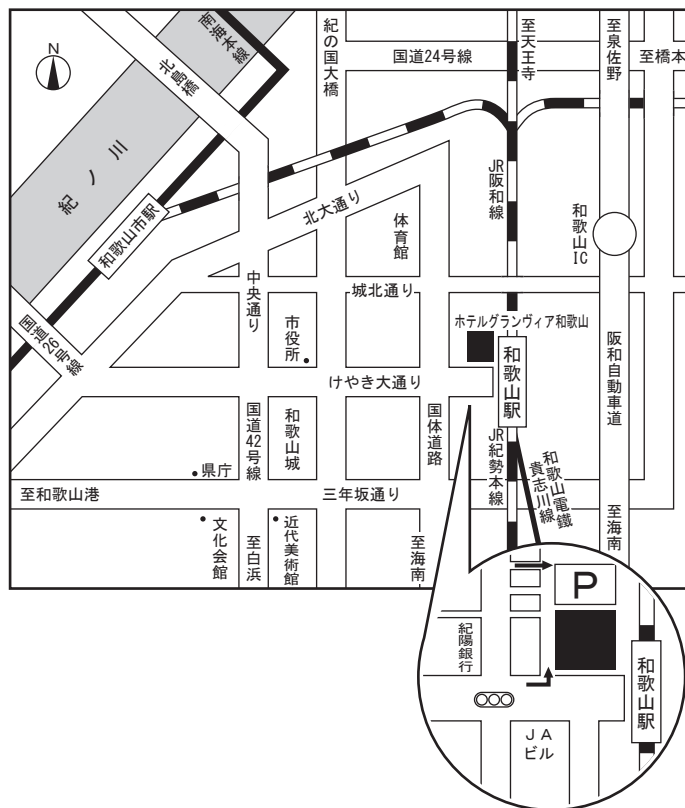
本総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びにスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	属性	企業経営・ 経営戦略	営業・ 事業戦略	法務・ リスクマネ ジメント	人事労務・ 人材開発	財務・ 会計	製造・ 研究開発	ESG・ サステナ ビリティ
細 江 美 則	代表取締役 会長	○	○					○
細 江 正 大	代表取締役 社長	○	○				○	○
田 中 清 孝	取締役	○	○	○			○	
水 谷 浩	取締役	○		○	○	○		
上 西 令 子	社外取締役				○			○
崎 前 和 夫	常勤監査役 社外監査役	○			○			
中 川 利 彦	社外監査役			○	○			○
中 磯 亜 由 美	社外監査役					○		○

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
 ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
 TEL 073-425-3333 (代表)



- 交通 ○JR「和歌山駅」より徒歩1分
 ○南海「和歌山市駅」より車で約15分
 ○「関西国際空港」より車で約50分
 リムジンバス (空港⇄和歌山駅)

車椅子等にてご来場の際、座席やお手洗いへの誘導が必要な方は、当日受付にてお声がけください。会場スタッフがサポートさせていただきます。